

都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な施設である。

人口減少や高齢化が進むなか、魅力あふれる地方を創出し、経済の好循環の波を全国に広げていくためには、個性ある地域やコンパクトな拠点の連携に資する道路ネットワークなど都市基盤施設の更なる整備を促進し、長期に亘りストック効果を発揮していくことが不可欠である。

また、今後想定される巨大地震や、全国各地で頻発するさまざまな自然災害に対応するため、都市基盤施設の整備による高度な防災都市づくりを一層推進し、強靱な国土を築く必要がある。

一億総活躍社会を実現するためには、暮らしを支え力強い経済を実現する都市基盤施設が必要であり、国民からも整備に対する強い期待が寄せられている。しかしながら、真に必要な事業を推進するため、既存のインフラストックを有効活用するとともに、事業費の縮減に努めているが、平成二十七年当初予算は、必要な額が確保されず、事業の進捗に支障を来すばかりでなく民間投資力の減退などの悪影響も生じている。また、平成二十八年度の予算編成において、都市基盤施設の整備に必要な予算の確保は不透明な状況にある。

今後の都市基盤施設の整備にあたっては、街路事業、連続立体交差事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要請する。

一、平成二十八年度予算については、民間投資を誘発するなど、都市再生や地域経済の活性化の核として、将来にわたり多面的で高いストック効果が発揮される都市基盤整備が確実に実施されるよう必要な額を確保すること。

一、全国で必要な都市基盤整備が計画的かつ着実に推進できるよう必要な予算を確保すること。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、幹線道路ネットワークの整備をはじめとする街路事業や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、コンパクトなまちづくり、災害に強いまちづくり、国際拠点の形成及び良好な居住環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

一、特に、民間事業者との協定等により実施している連続立体交差事業や組合施行の市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な額を確実に確保すること。

右、決議する。

平成二十七年十一月十一日